

環 技 審 第 6 号
令和6年10月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平 野 勝 也



新産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

令和6年8月7日付け環対第195号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価準備書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 当事業は、既に開発済みの土地（採砂場）を利用する事業であることから、一般的な開発事業と比較して、造成に伴う大気環境（粉じん、騒音、振動等）を含めた自然環境への影響が小さいことが想定される。
しかしながら、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境への影響の回避・低減にさらに配慮すること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (3) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）周辺の住民、関係自治体である大和町、大郷町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。
- (4) 環境影響評価に当たっては、影響が「ある」、「ない」と言った紋切り型の評価を行うのではなく、基準を満足するかと併せてどの程度の影響が生じるかを論理的に予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講じる旨を記載すること。
- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によって規定されている各種モニタリングをする項目について、評価書に記載すること。

2 個別的事項

- (1) 騒音
工事用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については、実態を踏まえた環境基準を適用し、評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。
- (2) 植物
当該事業区域内及び近接地には、湿性地に生育する稀少植物種が多数存在するが、予測結果については工事・存在ともに影響はないと記載されている。これらの湿性植物は、生育する地点における水環境の変化による影響を大きく受けると考えられるので、乾燥化のようなことが起きると生育が困難になる。道路建設による植生への影響圏が30m以内であるという文献を根拠に影響が出ないと予測しているようだが、湿性地が成立している要因は単純ではない可能性があるため、詳細な検討を行い、評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。